

決算概要
財政状況

I 新十津川町の決算概要

平成24年度の全会計の決算総額は、67億1983万円の予算に対し、歳入が66億3359万円、歳出が64億5132万円となりました。これは、平成23年度の決算と比較すると、歳入が2億5485万円（3.7%）の減少、歳出が2億4675万円（3.7%）の減少となります。

それぞれの会計決算は、表-1のとおりです。

表-1 各会計決算総括表 (単位:万円)

会 計	予算額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額	
一 般 会 計	603,689	594,240	577,314	16,926	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	36,064	37,250	35,964	1,286
	後期高齢者医療特別会計	9,393	9,357	9,342	15
	下水道事業特別会計	19,338	19,092	19,092	0
	農業集落排水事業特別会計	3,499	3,420	3,420	0
	小 計	68,294	69,119	67,818	1,301
総 合 計	671,983	663,359	645,132	18,227	

それでは、一般会計の歳入と歳出について、その内容を説明します。

●一般会計歳入

歳入は、「依存財源」と「自主財源」に分類されます。

依存財源は、地方交付税、補助金など国や北海道を経由する財源などで、まちの裁量が制限されている財源です。まちの借金である町債についても北海道知事の同意が必要なため依存財源に分類されます。

自主財源は、町税や、まちが条例や規則で定めることで徴収できる使用料や手数料などです。

自主財源の割合が高いほど、まちの財政基盤は強いと言えますが、新十津川町のそれぞれの割合は、依存財源が83.4%、自主財源が16.6%となっており、依存

財源の割合がとても高くなっています。ただし、依存財源の大部分を占める地方交付税は、国が集めた税金を地方に配分するもので地方公共団体の固有の財源として自由に使えるお金です。ですから、「依存財源の割合が高い＝まちの財政が厳しい」ということではありません。

表-2 一般会計歳入 (単位:万円)

	平成23年度決算	平成24年度決算	H24決算－H23決算	
依 存 財 源	地方譲与税など	23,346	21,330	△ 2,016
	地方交付税	324,486	333,996	9,510
	国庫支出金	62,125	32,077	△ 30,048
	道支出金	32,026	36,928	4,902
	町 債	72,311	71,327	△ 984
自 主 財 源	町 税	55,147	59,265	4,118
	分担金及び負担金	5,045	5,719	674
	使用料及び手数料	13,133	13,245	112
	財産収入・諸収入など	33,159	19,684	△ 13,475
	繰 入 金	335	669	334
合 計	621,113	594,240	△ 26,873	

●一般会計歳出

歳出は、まちが取り組む仕事を効率的に実行するため、表-3のように目的別に分けられています。

借金の返済金である公債費が一番大きな支出となっています。人件費である職員費と合わせると全体の3分の1を超える額となっており、固定的な経費が大きくなっていることが分かります。ただし、公債費のうち4億3000万円は繰上返済によるものです。まちの財政状況や今後の見込を考えながら、少しでも早く借金を減らせるよう努めています。

総務費は、まちの財産管理、町税の賦課や徴収、住民票の交付など戸籍に関する事、行政区に関する事、選挙事務など、管理的な業務から町民の皆さんに直接関係する業務まで、幅広い業務にかかる経費です。

民生費と衛生費は、町民の皆さんの生活にとっても関係の深い経費です。介護保険や保育園の運営、子ども手当（児童手当）などの福祉に関する事、健康保険や医療費の助成、各種予防接種などの健康に関する事、上水道やごみ処理などにかかる経費です。

農林水産業費と商工費は、まちの産業振興に関する

経費です。基幹産業である農業に対する補助金、農地の基盤整備事業に対する町の負担金、町営牧場の運営や森林の整備などの農林水産業に関する事、商工会への助成、商工業者への利子助成などの商工業に関する事、イベント開催、観光客誘致、特産品開発などの観光に関する事にかかる経費です。

土木費は、まちのインフラ整備に関する経費です。町道の維持や除排雪、公営住宅の維持管理、下水道の維持管理などにかかる経費です。

消防費は、滝川地区広域消防事務組合の運営にかかる負担金や災害対策にかかる経費です。

教育費は、小中学校や給食センターの管理運営、図書館の管理運営、スポーツセンター、野球場、そっち岳スキー場などの各種スポーツ施設の管理運営などにかかる経費です。

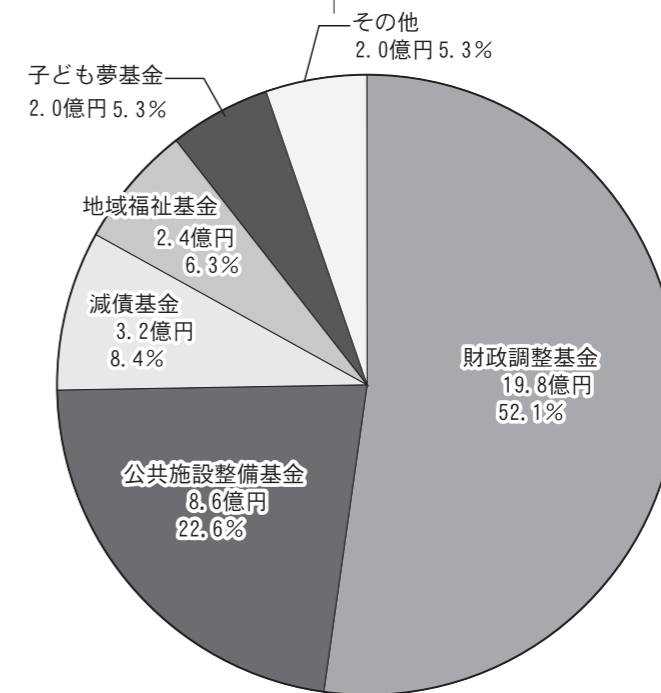
●基金残高（まちの貯金残高）

基金とは、まちの貯金のことです。平成24年度末の基金総額は38億円になりました。主な基金の性質と残高は次のとおりです。

- 財政調整基金…財源不足に備えるための貯金で、残高は19億8000万円です。
- 公共施設整備基金…公共施設の整備の財源に充てるための貯金で、残高は8億6000万円です。
- 減債基金…借金の返済の財源に充てるための貯金で、残高は3億2000万円です。

- 地域福祉基金…地域福祉を推進する事業の財源に充てるための貯金で、残高は2億4000万円です。
- 子ども夢基金…子どもを安心して育てることのできる環境づくりを推進する事業の財源に充てるための貯金で、残高は2億円です。

このほかに、国民健康保険事業基金、水と緑のまちづくり推進基金、育英事業基金、ふるさと応援基金があり、合わせて2億円となっています。



基金残高の推移

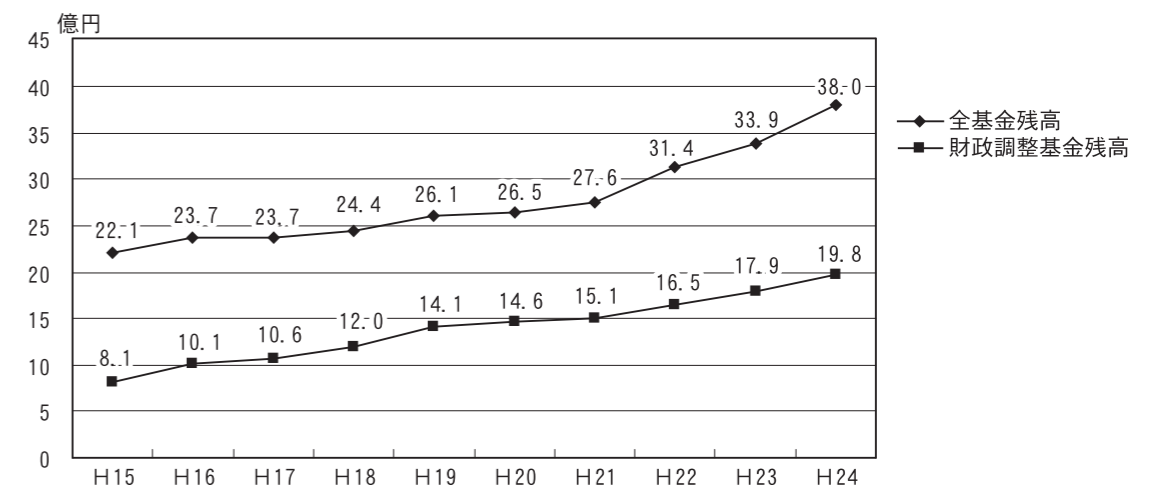


表-3 一般会計歳出 (単位:万円)

	平成23年度決算	平成24年度決算	H24決算-H23決算
総務費	66,731	67,963	1,232
民生費	63,766	62,917	△849
衛生費	48,764	50,871	2,107
農林水産業費	28,610	32,920	4,310
商工費	16,946	17,007	61
土木費	75,619	57,002	△18,617
消防費	19,098	21,566	2,468
教育費	70,858	57,961	△12,897
公債費	109,421	116,394	6,973
職員費	87,870	85,305	△2,565
議会・労働・災害復旧費	14,428	7,408	△7,020
予備費	0	0	0
合計	602,111	577,314	△24,797

●町債残高（まちの借金残高）

特別会計も含めた全会計の借金の残高は、平成24年度末で72億7000万円、このうち一般会計分は54億4000万円になりました。

とても大きな借金ですが、借金の返済金には、あとから地方交付税として国から交付してもらえるものが多く含まれていますので、実質の借金はもっと少なくなります。

例えば、過疎対策事業債という地方債は、返済金の70%が地方交付税として交付されますので、まちの実質の負担は30%ですみます。もし、1億円の公共施設を建設した場合、借金をしないと1億円全額がまちの負担になりますが、過疎対策事業債を借ると、あとから返済金に対して地方交付税で7000万円が国から交付されます（利息に対しても70%交付されます）ので、実際のまちの負担額は、3000万円ですむことになります。

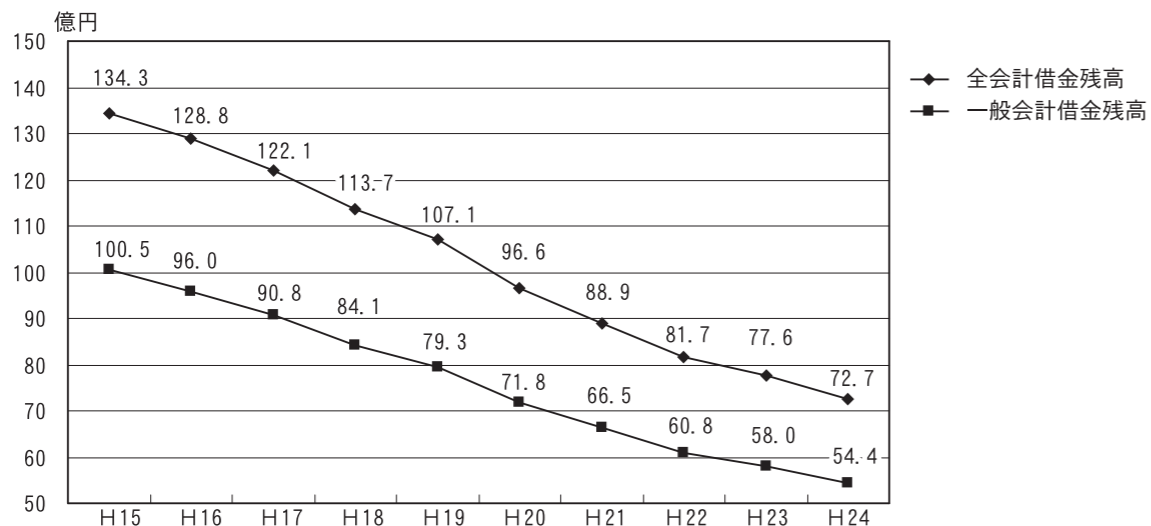
また、借金は長期間にわたって返済しますので、公共施設を建設したときの町民だけでなく、将来利用する町民にも負担をしてもらうことになり、負担の公平性を確保するという役割もあります。

このように、現在の本町の借金は、お金が足りないから借りたのではなく、まちの負担を少しでも減らしたり、町民の負担を公平にするために計画的に借りているものです。

なお、行財政改革の一環として積極的な繰上返済を行ってきたこともあり、平成24年度末時点における借金残高よりも、国から交付されるお金と、まちの貯金などの借金の返済金として使えるお金の合計額の方が大きくなっており、本町は借金をすべて返済する財源が準備できている状況にあります。

今後も、過疎対策事業債などの有利な地方債を積極的に活用し、安定した財政運営に努めます。

町債残高の推移



II 財政状況の推移

皆さんの税金で運営する市町村の財政は、公平で効率的な運用が求められます。その内容をチェックするための目安として、市町村は、さまざまな指標を算出し公表することになっています。

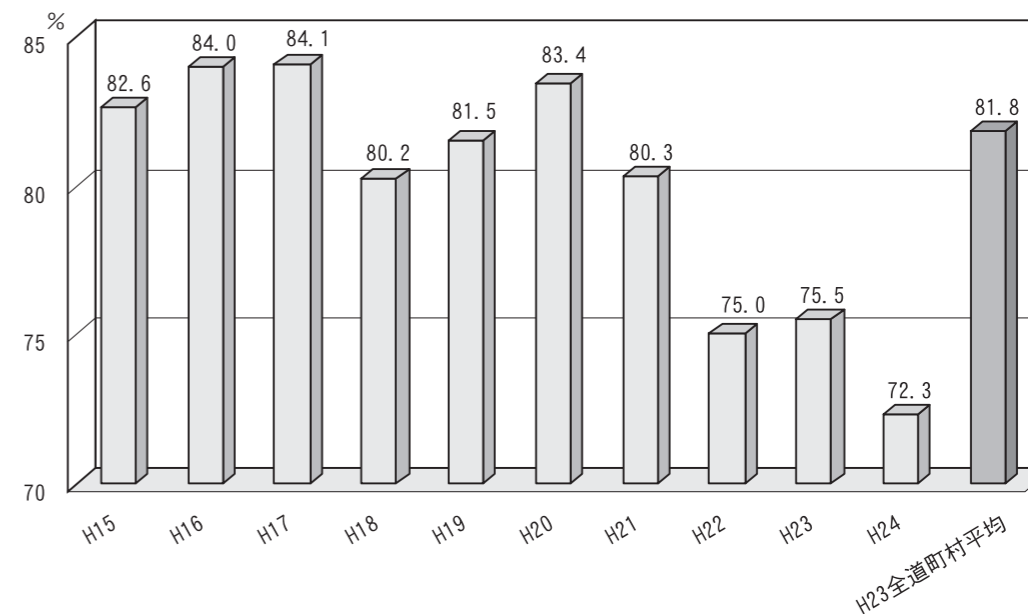
その中でも代表的な指標である経常収支比率と財政の健全性を判断するための健全化判断比率について、その内容と推移を説明します。

●経常収支比率

人件費や借金返済などの固定的な経費が、町税や地方交付税などの固定的な収入に対してどの程度の割合を示す指標です。固定的な経費の割合が低いということは、まちが自由に使えるお金が多かったといえますので、「経常収支比率が低いほど財政運営に弾力があり、財政状況が良い」という考え方が一般的です。

本町の比率は年々低くなる傾向で推移しており、平成23年度における全道町村平均と比較しても、良い比率となっています。

経常収支比率の推移



健全化判断比率とは

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は、自治体が自分のまちの状況を把握し財政破たんを未然に防ぐために算出するもので、法律によって公表が義務付けられています。

これらの比率は、まちの財政赤字や借金の大きさが健全な範囲内であるかを判断する基準となります。

全ての比率は、低いほど財政状況が良いと判断され、いずれかの比率が一定の水準を超えると財政健全化計

画や財政再生計画を定めることが求められます。

財政再生計画を定めた地方公共団体は財政再生団体となり、実質的な国の管理下で、まちの財政運営を行うことになります。

本町の比率は年々改善しており、北海道の中でも上位に位置する安全な水準となっています。

以下で、それぞれの比率について説明します。

●実質赤字比率・連結実質赤字比率 ～赤字はありません～

まちの財政の赤字額がどのくらいあるのかを示す指標です。実質赤字比率は一般会計の、連結実質赤字比率は4つの特別会計を含めた全会計の赤字額の大きさを示す指標です。

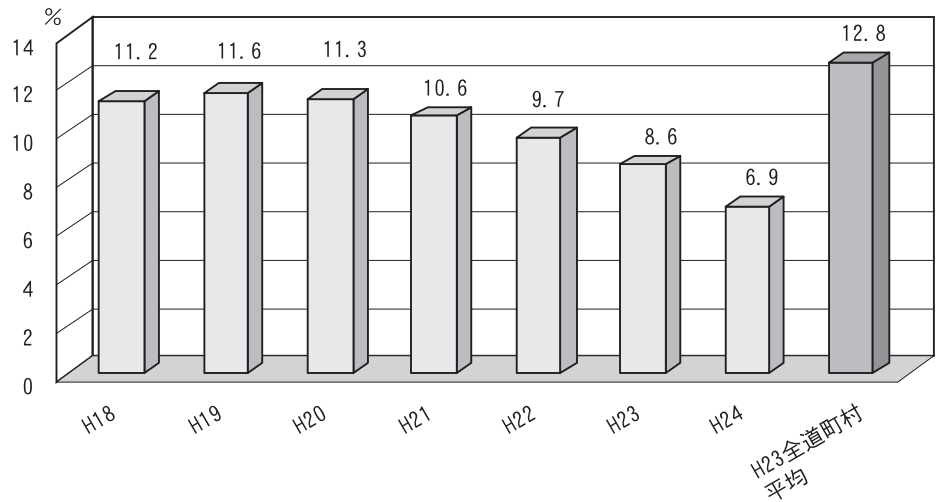
平成24年度決算ではいずれの会計も赤字はありませんので、実質赤字比率と連結実質赤字比率はゼロとなっています。

●実質公債費比率 ～無理のない借金返済金額です～

借金の返済に支出した金額が、税収や交付税収入などの固定的な収入に対してどの程度の割合かを示す指標です。まちの会計以外に滝川地区広域消防事務組合など新十津川町が参加している団体の借金返済に対する負担なども含みます。安全な水準は25%未満となっていますが、本町の比率は6.9%です。

本町の比率は年々改善しており、平成23年度的全道町村平均と比較しても、良い比率となっています。

実質公債費比率の推移



●将来負担比率 ～将来に重い負担は残しません～

借金の返済や、まちが後年に支払うことを約束したお金（債務負担行為といいます。）など、将来負担することが決まっている額（これを将来負担額といいます。）から負担の財源とすることができる貯金などを差し引いた額が、税収や交付税収入などの固定的な収入に対してどの程度の割合かを示す指標です。この比率が高いと、将来のまちの財政運営が厳しくなる可能性が高くなります。

安全な水準は350%未満となっていますが、本町は、貯金などの合計額が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は3年連続でゼロとなっています。

将来負担比率の推移

